府令

○内閣府令第四十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十九条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～十九　略］ 二十　外国為替及び外国貿易法に規定する外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること。 二十一～四十　［略］ （調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人及び主任投資調査官一人を置く。 2　調査官は、命を受けて、第二十二条各号（主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官及び主任投資調査官の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務を処理する。 ［3～8　略］ 9　主任投資調査官は、命を受けて、第二十二条第二十号に掲げる事務を処理する。	（理財課の所掌事務） **第二十二条**　理財課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ［一～十九　同上］ ［号を加える。］ 二十～三十九　［同上］ （調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官） **第二十九条**　理財課に、調査官四人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。 2　調査官は、命を受けて、第二十二条各号（主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務を処理する。 ［3～8　同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十五号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十七条の規定に基づき、並びに金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び同令を実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年七月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄